

## 健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会山口支部（以下「乙」という。）は、山陽小野田市民（以下「市民」という。）の健康づくりに関する取り組みを相互に連携・協力して推進するため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力を行い、市民の健康づくりの推進に向けた取り組みを通じて、市民の健康的な生活の実現に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、連携・協力を図るものとする。

- （1）健康情報等の共有に関すること
- （2）疾病予防のための医療費や特定健康診査等の調査分析に関すること
- （3）特定健康診査及びがん検診の受診促進に関すること
- （4）市内の事業所等を通じた健康づくりの推進に関すること
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項各号の連携・協力に必要な具体的事項に関しては、別途協議する。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力により知り得た相手方の保有する個人情報等を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後にかかわらず、相手方の承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならない。

### （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成32年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から終了の申出がない場合は、

更に1年間期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月28日

甲 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
山陽小野田市  
山陽小野田市長 藤田 剛二

乙 山口県山口市小郡下郷312番地2  
全国健康保険協会山口支部  
支部長 高橋 哲彦